

留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣) 御担当者様

独立行政法人日本学生支援機構  
留学生事業部国際奨学課

平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣)採用者の  
平成25年度における事務手続きについて

平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣)採用者の平成25年度における継続支援に係る全ての事務手続きは、平成24年度事務手続きに準じたものとなります。

奨学金支給申請手続き、変更手続き、報告書報告手続き等の各種手続きにおいては、「平成24年度留学生交流支援制度(短期受入れ・短期派遣)事務手続の手引き」(以下「平成24年度事務手続の手引き」という。)の様式を用いて、事務手続きを行ってください。

なお、奨学金の支給申請については以下により事務を行ってください。

1. 申請書の提出について

奨学金は、原則として、前渡しの方法で平成24年度に指定された振込口座に送金することとします。各四半期開始月の前月(ただし、4～6月分については4月)の締切日までに機構に到着するように、申請書を提出してください。機構は、同月末頃に送金します。

支給月	申請書提出締切日	振込時期
4月～6月分	4 / 5 (金) 必着	4月末
7月～9月分	6 / 5 (水) 必着	6月末
10月～12月分	9 / 5 (木) 必着	9月末
1月～2月分	12 / 5 (木) 必着	12月末

注1) 国から機構への補助金の交付が遅れた場合、機構から大学等への送金が遅れることがあります。その場合は、別途連絡します。

注2) 当該月の締切日以降に申請書が機構に到着したものについては、次回の送金となります。

2. 奨学金月額

平成24年度採用者の平成25年度継続支援に係る奨学金月額は、平成24年度同様、月額8万円となります。

3. 奨学金の支給

機構から大学等に送金する奨学金は、上記の通り、原則として四半期分をまとめて前渡しで送金します。支給対象者への支給は、支給対象月において、在籍確認を行った上で、支給対象月に行ってください。まとめ払い、前払い、後払いは原則として認めていません。

在籍確認方法については、平成24年度事務手続の手引きを参照してください。

○平成24年度事務手続きの手引き等関係書類掲載ページ

短期受入れ : [http://www.jasso.go.jp/scholarship/short\\_term.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term.html)

短期派遣 : [http://www.jasso.go.jp/scholarship/short\\_term\\_h.html](http://www.jasso.go.jp/scholarship/short_term_h.html)

本件に関する照会先:

独立行政法人日本学生支援機構 国際奨学課 短期留学担当

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

TEL: 03-5520-6030 FAX: 03-5520-6031

E-mail : ukeire-t@jasso.go.jp (短期受入れ)

haken-t@jasso.go.jp (短期派遣)

※平成25年度よりメールアドレスが変更となりますので、ご注意ください。